

2021年9月30日

「M&A支援機関登録制度」への登録について

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、2021年9月30日（木）、中小企業庁の「M&A支援機関に係る登録制度」において、M&A支援機関として登録されましたので、お知らせいたします。

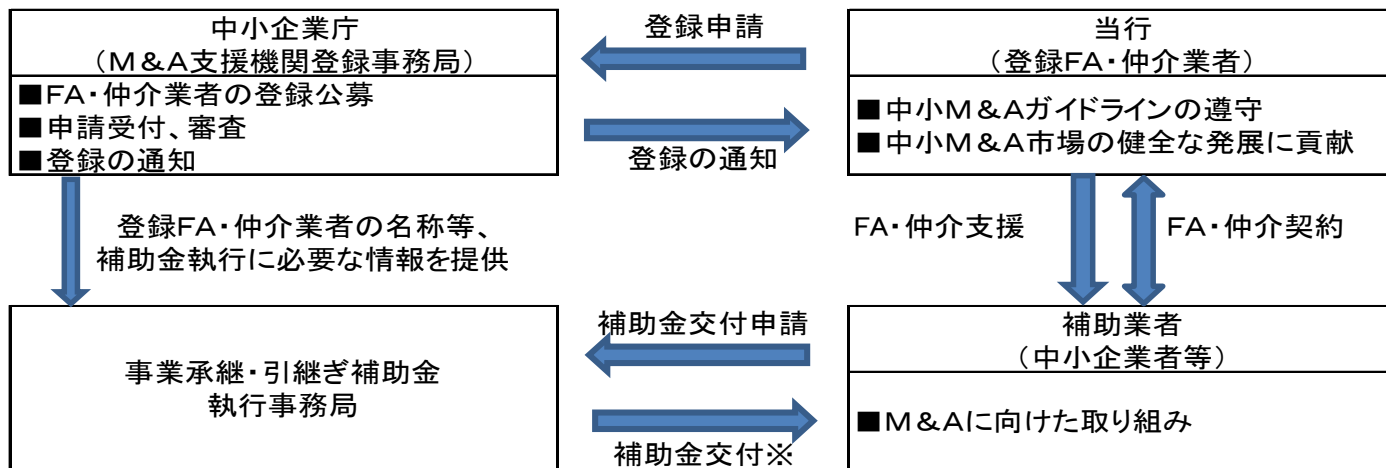
「M&A支援機関に係る登録制度」は、「中小M&Aガイドライン」^{注1}の理解と普及を促進するとともに、中小企業の皆さまが培ってきた貴重な経営資源を将来に引き継いでいく際に、M&Aをより身近な選択肢として活用いただける環境を整備していくため、創設されたものです。

登録されたM&A支援機関の支援を受けた中小企業は、仲介手数料などM&Aの活用に係る費用が、「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」^{注2}の補助対象となります。

当行では今後も引続き、企業の皆さまの様々な経営課題にお応えするため、M&Aをはじめとした最適なソリューションの提供に努めてまいります。

- 注1 中小企業庁が2020年3月に策定したガイドライン。M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A業者等に対して、適切なM&Aのための行動指針を提供する。
- 注2 M&Aの譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用等）を補助する。

「M&A支援機関登録制度」と「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」との関係図



※FA・仲介に係る補助対象経費については、あらかじめ登録された事業者に限る

（FAとはフィナンシャル・アドバイザーの略で、譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいて助言等を行う支援機関をいいます。）

以上

本件に関するお問い合わせ先
ソリューション営業部 法人営業グループ 佐藤 邦彦、足立 知己
TEL (048) 641-6111 (代)